

新旧の証券制度における支配株主による所有株式売却の可否

		上場時	上場後	公開買付の実施	公開買付後 (過半数取得後)
証券伝統的な	創業者 (上場前からの株主)	売却できる。 ただし、「売出し」を通じてのみ。	売却できない。 (「売出し」を通じても売却できない。)	実施できる。	売却できない。 (「売出し」を通じても売却できない。)
	その他の株主 (上場後からの株主)	-	-	実施できない。 (公開買付を実施できるのは創業者のみ。)	-
証券現行の	創業者 (上場前からの株主) <small>※注</small>	売却できる。 ただし、「売出し」を通じてのみ。	売却できる。 ただし、「売出し」を通じてのみ。	実施できる。	売却できる。 ただし、「売出し」を通じてのみ。
	その他の株主 (上場後からの株主) <small>※注</small>	-	自由に売却できる。 (「売出し」を用いる必要はない。) <small>注:ただし、インサイダー取引規制はある。</small>	実施できる。	自由に売却できる。 (「売出し」を用いる必要はない。) <small>注:ただし、インサイダー取引規制はある。</small>

注:現行の証券制度においても「上場前からの株主」(換言すれば、「当然のインサイダー」)という区分・概念はあるのだが、やはり『売出し』を用いれば情報の非対称性がなくなる。」というわけでは全くないという点には注意が必要である。